

第五十九号議案

東京都安心こども基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都安心こども基金条例の一部を改正する条例

東京都安心こども基金条例（平成二十一年東京都条例第二号）の一部を次のように改正する。  
附則第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

子育て支援対策臨時特例交付金事業の交付事業に幼児教育・保育無償化円滑化事業が追加されたことに伴い、東京都安心こども基金条例（平成二十一年東京都条例第二号）の対象事業に係る規定を改める必要がある。